

## 再配達削減広報事業委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、再配達削減広報業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （委託内容）

第1条 甲は、別添仕様書に定める再配達削減広報事業委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の期間は、契約の締結の日から令和7年1月31日までとする。

### （委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円）とする。

### （契約保証金）

第4条 契約保証金は佐賀県財務規則第115条第3項第7号により免除する。

### （委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務をこの契約書に定めるもののほか、別添仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲との協議の上、決定するものとする。

### （再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、一部再委託については甲が書面によりあらかじめ承認したときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾を得て委託業務を第三者に再委託した場合、再委託した業務全てについて責任を負わなければならない。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、この限りではない。

### （完了報告書の提出）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲に対して委託業務完了届を提出しなければならない。

らない。

- 2 甲は、前項の完了届を受領したときは、受理した日から10日以内に業務完了の確認検査を行うこととし、確認検査の結果、適当と認める場合は、合格の旨を乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第9条 乙は、甲から前条の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第10条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

- 2 甲の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

- 第12条 前条の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

- 第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

- 第15条 この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務内容の変更等)

- 第16条 甲は、必要がある場合には、委託業務内容を変更することができる。
- 2 前項の場合、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(情報セキュリティ対策)

- 第17条 乙は、委託業務を処理するために甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(費用負担)

- 第18条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(委託業務の調査等)

- 第19条 甲は、必要に応じて、乙に対し委託業務の実施状況、委託料の使途、その他必要な事項について、調査し、又は報告を求めることが出来る。

(事故等の報告)

第20条 乙は、委託業務の履行に支障が生じるおそれがある事故等の発生を知り得たときは、その発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じるとともに、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出するものとする。

(著作権の帰属)

第21条 委託業務から発生する著作権は、甲に帰属するものとする。ただし、甲以外のものが現に権利を有する場合、又は甲が認める場合を除く。

(存続事項)

第22条 本契約終了後も、第13条（損害賠償）、第14条（秘密の保持）、第15条（個人情報保護）、第19条（委託業務の調査等）、第21条（著作権の帰属）及び本条は有効に存続するものとする。

(協議)

第23条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県産業労働部産業政策課  
課長 金丸 政樹

乙